

証 拠 説 明 書

平成25（2013）年5月21日

福島地方検察庁

検事正 堀 徹 殿

告訴・告発人代理人

弁護士 河合 弘之



弁護士 保田 行雄



弁護士 海渡 雄一



本書は有力な科学ジャーナリストが衆知を集めて主張したものである。
本件事件の真相究明のためには、検察に期待していると繰り返し強調して
いる。なお、重要と思われる部分には付箋をつけ『』をつけた。ただし、
それ以外にも重要な部分があるので精読されたい。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲44	『徹底検証！福島 原発事故 何が問 題だったのか 4 事故調報告書の比 較分析から見えて きたこと』	H25.3.15	日本科学 技術ジャ ーナリス ト会議	1, 被告訴人らに、過 失が認められること。 2, 各事故調がやり残 していることについて は、捜査機関が原因追 究・責任追及すべきで あること。

以上